

兵庫県公報

令和7年9月26日 金曜日 第655号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
 公 告	
○ 落札者等の公示（県立農林水産技術総合センター）	8
○ 入札公告（物品管理課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	11
 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	11

告 示

兵庫県告示第899号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
洲本炬口 津名	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	同上	同上				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月26日から同年10月27日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 3 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 12 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 13 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第900号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月26日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
芦屋	建網漁業	別記の 1	周年	定めなし	定めなし	4 隻	定めなし
神戸市	同上	別記の 2	同上	同上	同上	80隻	同上
林崎 江井島	同上	別記の 3	同上	同上	同上	26隻	同上
二見町 播磨町 加古川市 高砂市	同上	別記の 4	同上	同上	同上	37隻	同上

津名	同上	別記の5	同上	同上	同上	16隻	同上
森	同上	別記の6	同上	同上	同上	12隻	同上
岩屋	同上	別記の7	同上	同上	同上	22隻	同上
浅野	同上	別記の8	同上	同上	同上	5隻	同上
育波	同上	別記の9	同上	同上	同上	10隻	同上
室津浦	同上	別記の10	同上	同上	同上	6隻	同上
五色町	同上	別記の11	同上	同上	同上	26隻	同上
南あわじ	同上	別記の12	同上	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月15日から同年12月15日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線、神戸大橋及び陸岸により囲まれた海面）を除く。
- 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 次のA、ア、イ、ウ、Fの点を順次結んだ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
 - 明石市古波止
 - 明石市谷八木川尻河口
 - 鹿ノ瀬カンタマ灯浮標
 - 淡路市江崎灯台
 - 姫路市上島
 - 加古川市東播磨港別府西防波堤灯台
 - 播磨灘北航路第10号灯浮標
 - BとCを結ぶ線とAとEを結ぶ線の交点
 - BとCを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
 - FとGを結ぶ線とDとEを結ぶ線の交点
- 明石市江井島港西防波堤灯台と鹿ノ瀬高蔵瀬東灯浮標を結ぶ線及び淡路市江崎灯台と姫路市上島を結ぶ線並びに高砂市東播磨港伊保灯台と姫路市上島を結ぶ線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市釜口・下田界から同市大磯川尻左岸までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市斗ノ内地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市育波地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 淡路市室津地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

- 11 淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 南あわじ市松帆慶野から阿那賀までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第901号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路市	建廻網漁業	別記の 1	周年	定めなし	定めなし	66隻	定めなし
一宮町	同上	別記の 2	同上	同上	同上	2 隻	同上
五色町	同上	別記の 3	同上	同上	同上	4 隻	同上
南あわじ	同上	別記の 4	同上	同上	同上	2 隻	同上
南淡	同上	別記の 5	同上	同上	同上	6 隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- ## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月15日から同年12月15日まで

- ### 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとする。

別記 操業区域

- 1 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市尾崎から深草までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 南あわじ市阿那賀地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川尻に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第902号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月26日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
二見町	さわら・はまち・ あじ囲刺網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月15日から同年12月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「一本釣り、はえなわ、ひきなわ、たこつぼ、いかせん漁業及びその他の刺網漁業等の他種漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合においても、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。

兵庫県告示第903号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年9月26日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市東部	ひき縄漁業	別記の 1	周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし
神戸市	同上	別記の 2	同上	同上	同上	58隻	同上
明石浦	同上	別記の 3	同上	同上	同上	79隻	同上
林崎	同上	別記の 4	同上	同上	同上	23隻	同上
江井ヶ島	同上	別記の 5	同上	同上	同上	49隻	同上
魚住	同上	別記の 6	同上	同上	同上	12隻	同上

二見町	同上	別記の7		同上	同上	同上	21隻	同上
播磨町	同上	別記の8		同上	同上	同上	13隻	同上
加古川市	同上	別記の9		同上	同上	同上	41隻	同上
高砂市	同上	別記の10		同上	同上	同上	35隻	同上
姫路市	同上	別記の11		5月1日から 11月30日まで	同上	同上	45隻	同上
室津	同上	別記の12		同上	同上	同上	12隻	同上
相生 赤穂	同上	別記の13		同上	同上	同上	11隻	同上
由良	同上	たちうお	別記の14	同上	同上	同上	48隻	同上
		たちうお	別記の15	6月1日から 12月31日まで				
		その他	別記の16	周年				
洲本 津名 東浦	同上	別記の17		周年	同上	同上	61隻	同上
岩屋	同上	たちうお	別記の18	同上	同上	同上	17隻	同上
		その他	別記の19					
北淡	同上	別記の20		同上	同上	同上	44隻	同上
一宮町	同上	たちうお	別記の21	同上	同上	同上	12隻	同上
		その他	別記の22					
湊	同上	別記の23		同上	同上	同上	12隻	同上
丸山	同上	別記の24		同上	同上	同上	5隻	同上
阿那賀 福良	同上	別記の25		同上	同上	同上	52隻	同上
南淡 沼島	同上	別記の26		同上	同上	同上	46隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年11月15日から同年12月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年1月1日から令和10年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤

- 突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標跡（北緯34度41分0秒、東経135度13分30秒）まで引いた線、同灯浮標跡から旧第4防波堤南端跡（北緯34度41分7秒、東経135度13分29秒）まで引いた線、旧第4防波堤南端跡から第4防波堤南端（北緯34度41分21秒、東経135度13分27秒）まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端（北緯34度41分27秒、東経135度13分27秒）から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- ※ 共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。
- 4 神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路上島を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- ※ 共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から高砂市東播磨港伊保灯台より姫路上島を見通した線までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。
- 5 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- ※ 共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。
- 8 明石市から播磨町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 9 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 12 たつの市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 13 相生市及び赤穂市地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 14 洲本市由良町内田・小路谷界と大阪府阪南市男里川河口左岸を結んだ線から淡路市松帆までの兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 15 15以外の洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 16 洲本市地先海面。ただし、同市五色町海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 17 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 18 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 19 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 20 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 21 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 22 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 23 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 24 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 25 南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 26 紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年9月26日

契約担当者

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 菅 村 哲 也

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

兵庫県立農業大学校有機農業アカデミー実習ほ場ハウス製造請負工事

- (1) 環境モニタリングを導入するハウス 9 棟

9棟×247.0平方メートル 軒高2.0メートル以上 間口6.5メートル 奥行38.0メートル

- (2) 環境制御システムを導入するハウス1棟

1棟×247.0平方メートル 軒高2.0メートル以上 間口6.5メートル 奥行38.0メートル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県立農林水産技術総合センター総務部経理課 加西市別府町南ノ岡甲1533

3 落札者を決定した日

令和7年9月4日

4 落札者の名称及び住所

渡辺パイプ株式会社

東京都千代田区大手町1丁目3番2号

5 落札金額

71,500,000円 (税込)

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和7年7月25日

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月26日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

道路管理パトロール車8台

- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

令和8年10月30日（金）

- (4) 納入場所

西宮土木事務所ほか7か所（詳細は仕様書のとおり）

- ### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局物品管理課 担当 竹本
電話 (078) 341-7711 内線75786 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間
- 令和7年9月26日（金）から同年10月10日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札の日時
- 令和7年11月6日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室
- エ 入札書の提出期限
- 上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年11月5日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
- 兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
- 令和7年9月26日（金）から同年10月10日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年10月10日（金）は午後4時までとする。）
- イ 入札の日時
- 令和7年10月29日（水）午後5時から同年11月6日（木）午後2時まで（県の休日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
- 令和7年9月29日（月）から同年10月22日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）
- なお、電子入札システムによる場合は、令和7年9月29日（月）から同年10月10日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年10月10日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所
- 上記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年10月29日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年11月4日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年11月25日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
8 Road management patrol cars
- (3) Delivery period: October 30, 2026
- (4) Delivery place:
Nishinomiya, Takarazuka, Kakogawa, Kato, Himeji, Shinonsen, Tanba, and Sumoto Public Works
Offices
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 October 10, 2025
- (6) Deadline for tender:
14:00 November 6, 2025 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 November 5, 2025 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Takemoto, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural
Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL. (078)341-7711 extension 75786

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年9月26日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町西高室字小沢 474 番 1、476 番 6、477 番 1、477 番 3、478 番、479 番 1
同 市同 町西高室字馬場 430 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市檜山町1488番の1
広野開発株式会社 代表取締役 後 藤 雅 寛
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年6月30日
兵庫県指令北播（加十）（建）第1-12-2号（6加西）

兵庫縣瀬戸内海海区漁業調整委員會公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場の機能の確実な発揮を図るため、令和7年9月12日に次のとおり指示した。

令和7年9月26日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田 沼 政 男

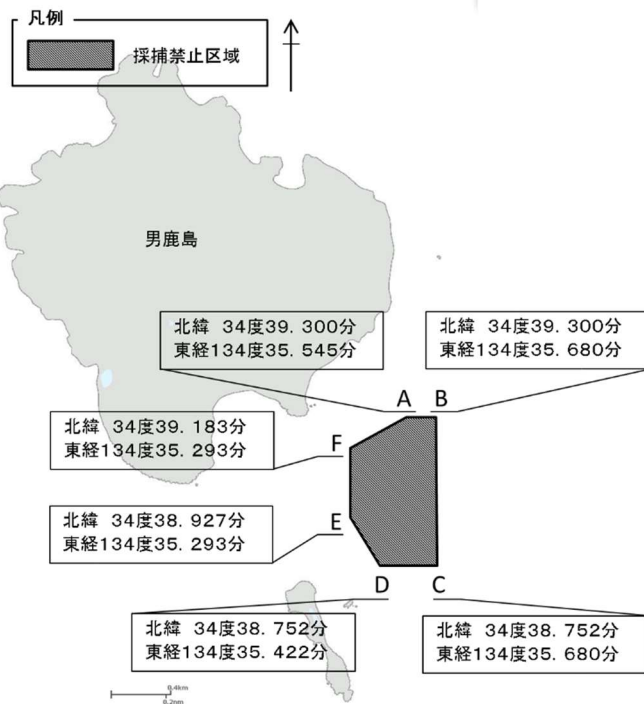
- 1 指示番号
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1017号
- 2 指示事項
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域及びK、L、M、N及びKの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

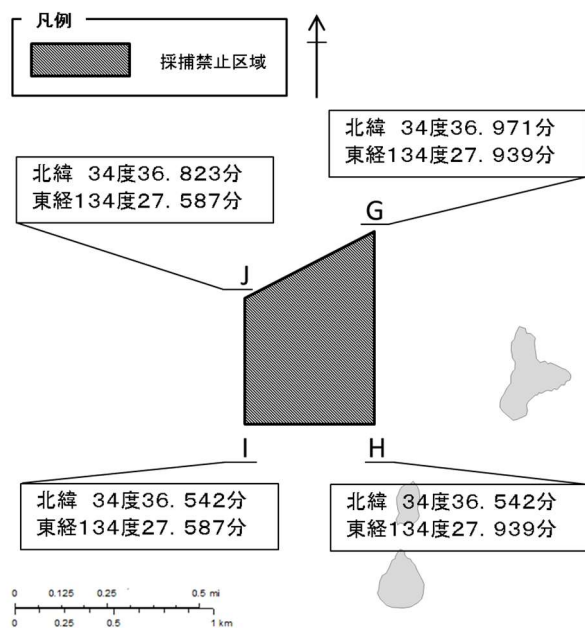
〈各点の位置〉

- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分
- G 北緯34度36.971分、東経134度27.939分
- H 北緯34度36.542分、東経134度27.939分
- I 北緯34度36.542分、東経134度27.587分
- J 北緯34度36.823分、東経134度27.587分
- K 北緯34度38.068分、東経134度35.413分
- L 北緯34度37.592分、東経134度35.413分
- M 北緯34度37.592分、東経134度35.267分
- N 北緯34度38.068分、東経134度35.267分

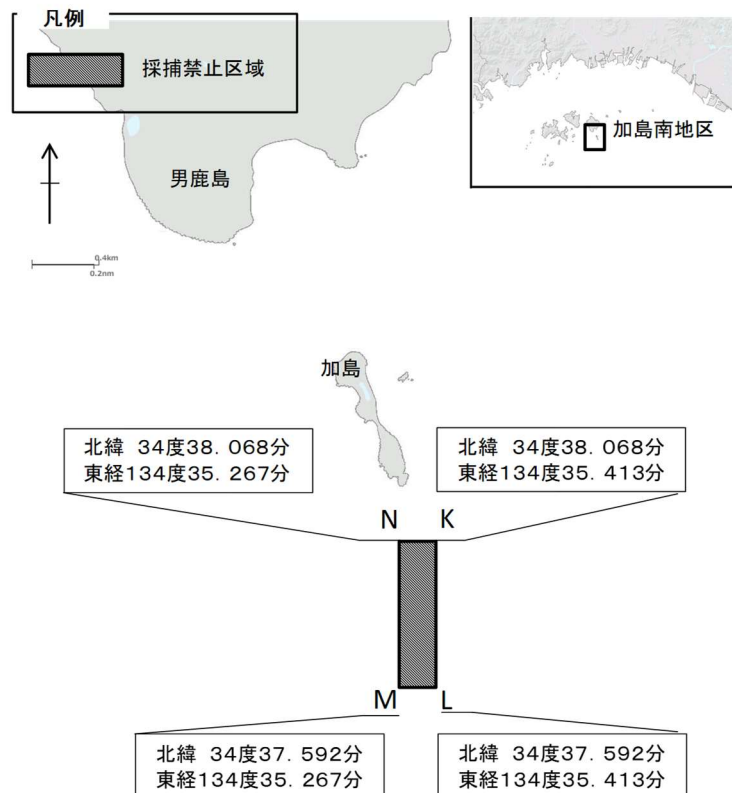
加島地区



三ツ頭島地区



加島南地区



3 指示の有効期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで